

★ 2号・3号認定(保育標準時間認定・保育短時間認定)の保育料について

～保育所・認定こども園(保育所部分)・地域型保育事業～

※4月1日現在の年齢による		徴収基準額(月額)			
階層区分	定義	0・1・2歳児		3・4・5歳児	
		保育標準時間	保育短時間	保育標準時間 保育短時間	
第1	生活保護世帯等	0円	0円	階層にかかわらず 0円	
第2	市民税非課税世帯	0円	0円		
第3	市町村 民税所得割課 税額※ が次の 区分に 該当す る世帯	48,600円未満	10,000円		9,800円
		(ひとり親世帯等)	5,000円		4,900円
第4-1	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	57,700円未満	18,000円		17,600円
		(ひとり親世帯等)	6,000円		5,800円
第4-2	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	62,000円未満	18,000円		17,600円
		(ひとり親世帯等)	6,000円		5,800円
第5-1	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	77,101円未満	26,000円		25,600円
		(ひとり親世帯等)	6,000円		5,800円
第5-2	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	97,000円未満	26,000円		25,600円
		(ひとり親世帯等)	20,800円		20,480円
第6	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	169,000円未満	39,000円	38,400円	
		(ひとり親世帯等)	31,200円	30,720円	
第7	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	301,000円未満	54,000円	53,100円	
		(ひとり親世帯等)	43,200円	42,480円	
第8	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	397,000円未満	56,000円	54,800円	
第9	※保育 料算定 の際に 使用す る市町 村民税 所得割 課税額 は、 <u>住 宅借入 金等特 別控除 等適用 前の税 額</u> です	397,000円以上	58,000円	56,400円	

※令和3年4月分から適用です。令和2年度の保育料について確認したい場合は、こども課までお問い合わせください。

※給食費、教材費、行事費、通園送迎費、制服代、延長保育料などの実費で徴収する費用は、無償化の対象外ですので、実費で施設にお支払いいただきます。

(副食費の免除について)

年収 360 万円未満相当世帯^{※1}の子どもたちと全ての世帯の第3子^{※2}以降のお子さんは、免除の対象となります。免除のための申請は必要ありません。免除の場合は、市よりお知らせします。

※1 上記の表で第1階層から第4-1階層までの世帯

(ひとり親世帯等の場合は第1階層から第5-1階層まで)

※2 小学校3年生(同一世帯のみ)までを第1子として計算

保育料の多子軽減について

1. 国による軽減措置

すべての階層において、第1子・第2子が未就学児の場合、第2子の保育料を半額とし、第1子・第2子・第3子以降が未就学児の場合、第3子以降の保育料を無償化とします。

また、下記の場合には、生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2子以降が軽減の対象となります。

- 二人親世帯の場合（第3階層から第4-1階層まで）
第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化
- ひとり親世帯等の場合（第3階層から第5-1階層まで）
第2子以降の保育料を無償化



2. 茨城県による軽減措置

下記の場合には、国の軽減同様で生計同一の子を年齢制限なく第1子として計算し、第2子以降が軽減の対象となります。

- 二人親世帯の場合（第4-2階層から第6階層まで）
ひとり親世帯等の場合（第5-2階層から第6階層まで）
第2子の保育料を半額
- 二人親世帯の場合（第4-2階層から第9階層まで）
ひとり親世帯等の場合（第5-2階層から第9階層まで）
第3子以降の保育料を無償化

3. 那珂市による軽減措置

国及び県の軽減該当世帯以外について、小学校3年生までを第1子として計算し、入所のお子さんについての軽減を実施します。

第2子の保育料を半額、第3子以降の保育料を無償化

